

介護保険料について

介護保険とは 介護保険とは、介護を必要とする方や介護している方々を、家族だけで支えるのではなく、社会全体で支え合おうとする制度です。要介護等の認定を受けた方が利用限度額内であれば、利用料の1～3割の負担で介護サービスを受けることができます。

介護保険料の納め方

40歳～64歳の方 加入している医療保険によって、決め方、納め方が異なります。

- **国民健康保険に加入している方**：国民健康保険税の中に介護保険料が含まれており、世帯主の方が納めます。
- **職場の医療保険に加入している方**：給与および賞与から徴収されます。40～64歳の被扶養者の方は、介護保険料を個別に納める必要はありません。

65歳以上の方 医療保険料の中に介護保険料が含まれなくなりますので、医療保険料とは別に介護保険料を納めていただきます。

介護保険の料金について 介護保険料は3年ごとに見直しを行っています。たつの市ではご本人の所得や世帯の状況を考慮し、65歳以上の方の介護保険料を13段階に分けて設定しています。

所得段階	保険料率	介護保険料(年額)	対象者の内容
第1段階	基準額×0.285	19,494円	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護被保護者 市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額+年金以外の合計所得金額≤80万円9千円
第2段階	基準額×0.485	33,174円	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額+年金以外の合計所得金額≤120万円
第3段階	基準額×0.685	46,854円	世帯全員が市民税非課税(上記以外の方)
第4段階	基準額×0.90	61,560円	本人が市民税非課税、世帯に市民税課税者がいる方で、公的年金等収入額+年金以外の合計所得金額≤80万円9千円
第5段階	基準額(5,700円)	68,400円	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる方(上記以外の方)
第6段階	基準額×1.20	82,080円	本人が市民税課税(合計所得金額が120万円未満)
第7段階	基準額×1.30	88,920円	本人が市民税課税(合計所得金額が120万円以上210万円未満)
第8段階	基準額×1.50	102,600円	本人が市民税課税(合計所得金額が210万円以上320万円未満)
第9段階	基準額×1.70	116,280円	本人が市民税課税(合計所得金額が320万円以上420万円未満)
第10段階	基準額×1.90	129,960円	本人が市民税課税(合計所得金額が420万円以上520万円未満)
第11段階	基準額×2.10	143,640円	本人が市民税課税(合計所得金額が520万円以上620万円未満)
第12段階	基準額×2.30	157,320円	本人が市民税課税(合計所得金額が620万円以上720万円未満)
第13段階	基準額×2.40	164,160円	本人が市民税課税(合計所得金額が720万円以上)

保険料を滞納すると 特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて保険給付が一時差し止めになったり、利用者負担が3割(負担割合証に記載された割合が3割である場合は4割)になる措置がとられます。

- ▶ 高年福祉課(☎64・3155)、 地域振興課(☎75・0255)、 地域振興課(☎72・2523)
 地域振興課(☎322・1451)

一時預かり事業(幼稚園型)・認可外保育施設等の利用料の請求について

幼児教育・保育の無償化により、施設等利用給付認定(新2号(3～5歳児)または新3号(0～2歳児)認定)を受け、一時預かり事業(幼稚園型)・認可外保育施設等を利用する子どもの利用料が下記のとおり無償となります。対象の方は、利用料の給付を受けるため、請求書の提出が必要です。

お忘れのないように



対象者 施設等利用給付認定を受け、一時預かり事業(幼稚園型)・認可外保育施設等を利用する市内在住の保護者

対象事業	無償化上限額
一時預かり事業(幼稚園型)	月額11,300円まで
認可外保育施設・一時預かり事業(一般型)・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業等	新2号(3～5歳児)：月額37,000円まで 新3号(0～2歳児)：月額42,000円まで

請求期限 下記のとおり、3カ月ごとに請求してください。

利用月	請求期限
4～6月分	7月31日(木)
7～9月分	10月31日(金)
10～12月分	令和8年1月30日(金)
令和8年1～3月分	令和8年4月15日(水)

請求方法

所定の請求書に必要事項を記入し、各利用施設から発行される領収書等を添付の上、幼児教育課または各総合支所地域振興課まで持参または郵送にて提出してください。請求書は、前記の窓口に設置しています。(市ホームページからもダウンロード可)

▶ 幼児教育課(☎64・3222)

「わくわく体験(オープン保育)」を開催

市内の保育所・認定こども園での遊びや生活の様子を知っていただくために、「わくわく体験(オープン保育)」を開催します。



8月の予定 10時～11時

日程	園名	電話番号	所在地
8月21日(木)	旭こども園(私立)	63・1848	龍野町富永16
8月26日(火)	まことこども園(私立)	65・1569	神岡町沢田467-1
8月27日(水)	たんぼぼ保育園(私立)	63・2777	龍野町宮脇10-4
8月28日(木)	じょうせんこども園(私立)	322・1870	御津町朝臣130

内容 施設見学、遊び・生活の見学など(現地集合・現地解散)
 ※大人のみ参加も可 ※上履き持参(お子さんも可能であればご準備ください)

申込方法 申込書を幼児教育課もしくは各総合支所地域振興課へ提出、または電子申請でお申し込みください。
 ※申込書は幼児教育課および各総合支所地域振興課に設置しています。

電子申請はこちら



▶ 幼児教育課(☎64・3126)